

# 農林物資規格調査会総会

農林水産省消費・安全局表示・規格課

# 農林物資規格調査会総会

日時：平成20年1月16日（水）

会場：農林水産省本館4階第2特別会議室

時間：14：00～15：21

## 議事次第

1. 開 会
2. 審議官挨拶
3. 議 題
  - (1) 品質表示基準の見直しについて
    - ・加工食品品質表示基準
    - ・生鮮食品品質表示基準
    - ・削りぶし品質表示基準
    - ・農産物漬物品質表示基準
    - ・うなぎ加工品品質表示基準
    - ・野菜冷凍食品品質表示基準
  - (2) その他
4. 閉 会

## 配付資料

- 1 農林物資規格調査会委員名簿
- 2 品質表示基準の見直しについて「加工食品」
- 3 品質表示基準の見直しについて「生鮮食品」
- 4 品質表示基準の見直しについて「削りぶし」
- 5 品質表示基準の見直しについて「農産物漬物」
- 6 品質表示基準の見直しについて「うなぎ加工品」
- 7 品質表示基準の見直しについて「野菜冷凍食品」
- 8 J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

## その他資料

- ・ 業者間取引を表示義務の対象とするための加工食品品質表示基準等の一部改正の概要（資料2～7関係）
- ・ 加工でん粉の食品添加物指定に伴う J A S 規格及び品質表示基準の改正について（案）
- ・ （参考）加工でん粉の食品添加物指定について

## 農林物資規格調査会委員名簿

石 井 胖 行	(財) 食品産業センター参与
石 和 祥 子	消費科学連合会副会長
伊 藤 潤 子	前日本生活協同組合連合会理事
沖 谷 明 紘	日本獣医生命科学大学名誉教授
香 西 みどり	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
加 藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
神 谷 文 夫	独立行政法人森林総合研究所研究コーディネータ
河 合 誠	(社) 住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長
河道前 伸 子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
川 畑 正 美	消費者
近 藤 栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会理事
佐 藤 節 夫	(社) 日本食肉市場卸売協会副会長
鈴 木 智	日本合板工業組合連合会副会長
関 本 吉 成	(社) 全国中央市場水産卸協会経営委員会委員
高 鳥 直 樹	(社) 大日本水産会品質管理部長
田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
仲 田 恵利子	関西生活者連合会理事
並 木 利 昭	日本スーパーマーケット協会専務理事
西 園 是 洋	鹿児島県経済農業協同組合連合会代表理事専務
保 田 茂	兵庫農漁村社会研究所代表

(五十音順、敬称略)

午後 2時00分 開会

○表示・規格課長 事務局の表示・規格課の新井でございます。

定刻になりましたので、農林物資規格調査会総会を始めさせていただきたいと思っております。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。

本日の出席状況でございますけれども、出席されている委員は、石和委員、伊藤委員、沖谷会長、香西委員は若干遅れて見えられる予定になっております。それから、神谷委員、河合委員、川畑委員、近藤委員、佐藤委員、高鳥委員、並木委員、保田委員ということでございまして、20名の委員のうち11名の委員の方が出席されております。過半数を超えておりますので、農林物資規格調査会令の規定に基づき総会は成立しております。

なお、本調査会は、農林物資規格調査会運営規程に基づき公開となっており、傍聴する方を応募いたしましたところ、37名の応募があり、本日傍聴されております。

それでは早速、運営規程に基づきまして、沖谷会長に議事をお願いいたします。

○沖谷会長 それでは、始めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力のほどお願いいたします。

それではまず、谷口審議官にご挨拶をお願いします。

○谷口審議官 担当審議官の谷口でございます。

委員の先生方には、お忙しい中、今回もご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

年明け初めての総会ということでございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は、ご案内のように、1年を表す漢字というのが偽装の「偽」の字だという非常に不本意な年でございます。偽装が多数発生をいたしまして、消費者の方々の信頼を本当に揺るがすような事件が相次いだ年でございます。私ども農水省といたしましても、多くの点で反省すべきところもございまして、そういった昨年の教訓をしっかりと生かしまして、今年はとにかく消費者の方々の信頼の確保を図ることがこれまで以上に重要なことであるというふうに気持ちを新たにしているところでございます。

そのために、まず、品質表示基準の改正、これはご案内のように、加工食品の業者間取引の問題でございますけれども、こういったことの告示の改正を行います。不正行為に対する抑止力にしたいというふうにまず考えているところでございます。

また、農水省全体といたしまして、昨年の10月でございましたけれども、副大臣をヘッドといたします食品の信頼確保・向上推進本部を立ち上げまして、食品業界のコンプライアンスの更なる徹底でございますとか、食品表示の適正化のための取り組みを全省を挙げて図るという

ことにしたところでございます。

また、政府全体という視点から見てまいりますと、昨年12月に生活安心関係閣僚会議というのがございますが、そちらのほうで決定されました生活安心プロジェクトの中の緊急に講ずる具体的な施策という中におきまして、農水省を含め、関係省庁、地方の関係機関と連携をいたしまして、情報の共有を図る食品表示連絡会議、これは仮称でございますけれども、これを設置することとされまして、現在、鋭意その準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、国民の皆様方に制度の内容というのをわかりやすくお伝えをいたしまして、表示の適正化の取り組みというものを着実に進めてまいりたいと、かように考えております。

本日は、品質表示基準につきまして、加工食品品質表示基準ほか5基準の改正につきましてご審議をお願いすることになっております。どうぞ、先生方、忌憚のないご意見をいただきまして、国民のための審議が進められますようお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○沖谷会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入る前に、本日の総会の議事録署名人の指名を行います。運営規程によりまして会長が指名することになっておりますので、川畑委員と近藤委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○宮丸上席表示・規格専門官 事務局の宮丸でございます。私のほうから、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、今日配付させていただいておりますのは、議事次第の1枚紙がございます。

それから、資料1、委員の名簿でございます。

それから、資料2としまして、「品質表示基準の見直しについて「加工食品」。

資料3、同じく「生鮮食品」。

資料4、同じく「削りぶし」。

資料5、同じく「農産物漬物」。

それから、資料6、同じく「うなぎ加工品」。

資料7、同じく「野菜冷凍食品」でございます。この資料7には、資料2から7にわたって、パブリックコメントも併せてついておりますのでご注意くださいと思います。

それから、資料8でございます、「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」と

いうことで、これも1枚紙でございます。

それから、同じく1枚紙で、「業者間取引を表示義務の対象とするための加工食品品質表示基準等の一部改正の概要」という裏表の1枚紙がついております。

それから、資料ナンバーのついていない資料といたしまして、「加工でん粉の食品添加物指定に伴うJAS規格及び品質表示基準の改正について(案)」というものがございます。

それから、その参考といたしまして、「加工でん粉の食品添加物指定について」というものがございます。

それともう一つは、パブリックコメントの個票が、委員の皆様だけに配付をさせていただいておりますので、よろしいでしょうか。それと、配置図でございます。これが今日配付されているもののすべてでございますが、委員の皆様、欠けているものがございますでしょうか。

それでは、ないようですので、この資料に沿ってこれから審議させていただきたいというふうに思います。

それから、本日の審議会については、議事録をとっておりまして、議事録は後ほど発言者のお名前を明記しまして公表ということになります。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○沖谷会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

まず、加工食品品質表示基準ほか5基準の見直し案について、一括して事務局から説明をお願いします。

○表示・規格課課長補佐 表示・規格課の課長補佐をしております箴島と申します。よろしくお願ひいたします。

資料2から7に基づきまして、業者間取引を表示義務の対象とするための加工食品品質表示基準等の一部改正の概要についてご説明申し上げます。失礼しまして、座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

若干、冒頭補足の説明をさせていただきますと、これらの改正案につきましては、食品の業者間取引の表示のあり方検討会で検討をいただいた結果でございます。この検討会は、ミートホープ事案を契機として設けられたものでございまして、短時間に濃密な検討を集中して行う必要がありましたことから検討会という位置づけとされたものでございます。検討会は、昨年7月から12月まで、計7回開催されております。

検討会の取りまとめの内容を一言で申し上げますと、消費者の食品表示に対する信頼を回復

するために、すべての加工食品に生鮮食品と同様、原料供給者との取引について表示義務を課し、抑止力を高めることが適当であるということでございます。

併せまして、検討会から、この取りまとめを踏まえて、制度設計を行うに当たっての基本的考え方をお示しいただきました。その考え方は、業者間における加工食品等の品質表示については、加工食品の原材料の製造業者等により自主的に、または最終製品の表示責任者の求めに応じて行われていること、したがって、品質表示の適用を業者間に拡大するに至って、まず1番としまして、現行の他法令に基づく規制と整合性をとるとともに、2番目としまして、商慣行を十分踏まえることにより実効性が高く、事業者の追加的負担も少ない制度とすべきであると、そういうご意見をおまとめいただきました。これを踏まえまして、品質表示基準の改正案の作業を進めさせていただいたところでございます。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料2でございます。

あけていただきますと、2-1が諮問文でございます。2-2が趣旨と内容でございます。趣旨につきましては、ここでは加工食品品質表示基準の改正と書かせていただいておりますが、その後の生鮮食品や削りぶし等の個別の品質表示基準につきましても趣旨は同じでございますので、最初に加工食品に係る趣旨を読み上げさせていただきます。それ以降は割愛をさせていただきます。

では、趣旨を読み上げさせていただきます。

食品の業者間取引の表示のあり方検討会のとりまとめを踏まえ、業者間取引についても表示義務の対象とするため、「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」、これは資料8でございます、に基づき、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）について、所要の見直しを行う。

内容でございますが、申しわけございません。ちょっと資料の修正が間に合っていない部分がありますので、読み上げさせていただきますながら修正をお願いします。

読み上げますと、業務用加工食品の定義を規定するとともに、業務用加工食品に名称、原材料名、その後、内容量から保存方法まで括弧を入れていただければと思います。これは、義務事項としては、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法につきましては、計量法や食品衛生法つまり他法令で既に義務がかかっておりますので、これとの重複を避けるという必要がございます。また、今回改正で求めますのは、業務用加工食品の名称、原材料名、製造者等の氏名または名称及び住所の表示を義務づけですので、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法に

つきまして括弧書きをお願いします。

具体的な中身の説明に移らせていただきます。2-3をご覧ください。

2-3は、若干字が小さいものでございますので、申しわけございませんが、資料8の後ろについてございます配付資料としまして、資料番号はついてございませんけれども、「業者間取引を表示義務の対象とするための加工食品品質表示基準等の一部改正の概要」という1枚紙がございます、表裏のものでございます。これと新旧対照表を使いながら説明をさせていただきます。

まず、1枚紙のほうを使いながら説明をいたしますと、趣旨は、今申し上げましたとおりでございますので割愛させていただきます。

改正の概要ですが、まず加工食品品質表示基準の改正については、改正事項が大きく8点ございます。

まず1点は、業務用加工食品の定義を規定するというところでございます。第2条関係について、新旧対照表を用いながら説明をさせていただきますと、資料2-3の第2条で、業務用加工食品の定義を規定しますが、2-3の第2条のところの定義のところの上から2段目でございますが、ここで業務用加工食品の定義を規定しています。

それから、1枚紙のほうに移っていただきますと、表示責任者となる製造業者等の範囲を拡大するというので、一部の販売業者をすべての販売業者とするということで、第3条第1項関係、2-3のところの下でございますけれども、第3条のアンダーライン部分ですが、ここに規定しています。

それから、1枚紙のほうの3番目ですが、業務用加工食品に名称、原材料名で括弧書きがございますけれども、続きまして、製造業者等の氏名または名称及び住所の表示を義務づけるということで、これにつきましては、2-7から8に規定しています。

それから、1枚紙の4番目でございますけれども、業務用加工食品について、製造業者等は、義務表示事項を容器若しくは包装、送り状、納品書等（納品書等の条件として製品に添付されているもの）、又は規格書等（これは製品に添付されていないもの）に表示することとする。ただし、規格書等に表示する場合には、その製品が当該規格書等を見て識別できるようになっていなければなりません。これらは、第4条の2第1項関係、2-7に規定しています。

それから、1枚紙の5番目でございますけれども、業務用加工食品について、原料原産地名の表示が義務づけられている加工食品の原材料になるものにつきましては、原料原産地名の表示を義務づける（第4条の2第2項関係）、これは2-8に規定しています。

それから、1枚紙の6番でございますけれども、業務用加工食品の義務表示事項に関し、計量法、食品衛生法施行規則又は乳等省令で表示することとされているものについては、これらの規定に従い表示しなければならない（第4条の2第3項関係）、これも2-8に規定しています。ここの中身ですが、このページの3番目の義務表示事項のところの両括弧内の「内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法」等がそれに基づいて表示が義務づけられている部分、そこを他法令に基づいて義務づけられている部分はそれに従って表示しなければならないということでございます。

それから、1枚紙の7番目でございます。業務用加工食品については、一括表示、文字の色、文字の大きさ等の規制を適用しないこととする。これは、2-7の第4条第2項を準用しないことによって、結果としてこれらの規制を適用しないという形になります。

それから、最後、8番目でございますが、製造業者等は、表示の適正化に必要な限度において、表示の根拠となる書類等を整備し、これを保存するよう努めなければならない。これは新たに設けるものでございまして、2-10から2-11にかけて規定しています。

これが、加工食品表示基準の主な改正点、8点でございます。

続きまして、今度は生鮮食品品質表示基準に係る改正点に移らせていただきます。

生鮮食品表示基準の改正につきましては、加工食品品質表示基準の改正と整合性をとる形で規定を設けるものでございます。

1枚紙と、今度は資料3でございます。資料3を使いながら概要を説明いたします。

先に1枚紙の方で説明いたしますと、生鮮食品品質表示基準につきましては、次の裏にかけまして6項目の改正を予定しています。

まず、1点目でございます。1枚紙のほうの①でございます。業務用生鮮食品の定義を規定するということで、これは第2条関係、3-3に規定しています。第2条の真ん中です。「業務用生鮮食品」を用語の2番目に、定義しています。

それから、2番目ですが、業務用生鮮食品に名称及び原産地の表示を義務づけるということ、第4条の2第1項関係でして、これは3-4に規定しています。

1枚紙をおめくりいただきまして、今度は3番目です。原産地の表示について、業務用生鮮食品が原料原産地名の表示が義務づけられている20食品群とならない場合には、原産地の表示を省略することができることとする（第4条の2第2項関係）、これも3-4です。

それから、4番目としまして、小売販売業者以外の販売業者は、業務用生鮮食品について、義務表示事項を容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等または規格書等に表示す

ることとする。ただし、規格書等に表示する場合には、その製品が当該規格書等を見て識別できるようにしていなければならない（第4条の2第4項関係）ということで、これは3-5に規定がございます。

それから、5番目としまして、業務用生鮮食品については、文字の大きさの規制を適用しないこととする。これは第4条第4項を準用しないということでこういう形になります。この規定は3-4にございます。

それから、6番目でございますけれども、販売業者は、表示の適正化に必要な限度において、表示の根拠となる書類等を整備し、これを保存するよう努めなければならない（第8条関係）。これは3-5に規定がございます。これらが生鮮食品表示基準の見直し関係でございますが、繰り返しになりますけれども、加工食品表示基準の見直しと整合性をとるような形での規定ぶりとしてございます。

続きまして、今度は資料4、5、6、7関係でございます。

この資料4から7ですが、先ほどちょっと申し上げました原料原産地名の表示を義務づけている部分、いわゆる20食品群以外に個別の品質表示基準で定めているものがございます。今回、これらの品質表示基準につきましても、所要の改正を行う必要がございますので、見直しを行いたいと考えております。

具体的には、資料4で削りぶし、資料5で農産物漬物、資料6でうなぎ加工品、資料7で野菜冷凍食品、これらの個別の品質表示基準につきまして原料原産地表示の義務づけの観点から所要の見直しを行いたいというものでございます。

1枚紙を読み上げさせていただきます。

1枚紙、この順番と資料の順番がちょっとずれておりまして整合性がとれておりません。申しわけございません。資料の（4）のところ、農産物漬物品質表示基準及び野菜冷凍食品品質表示基準の改正ということでくっつけてございます。ここと5番のうなぎ加工品品質表示基準の改正との順番がずれておりますけれども、（4）につきましては、規定ぶりが同じでございますので、ここを一緒にしまして説明を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、1枚紙の（3）削りぶし品質表示基準の改正でございます。

かつお削りぶしに原料原産地名の表示が義務づけられていることから、かつお削りぶしとなる業務用加工食品を規定し、これは第1条関係でございます。これは資料としましては、資料4-3でございます。併せて、加工食品品質表示基準に規定する事項のほか、かつおのふしの原産地の表示を義務づけるもので、これは第5条関係、資料4-5にございます。

続きまして、1枚紙の(4)農産物漬物品質表示基準及び野菜冷凍食品品質表示基準の改正でございます。読み上げさせていただきます。

農産物漬物及び野菜冷凍食品の主な原材料に原料原産地名の表示が義務づけられていることから、それぞれの品質表示基準に主な原材料を含む業務用加工食品及び主な原材料となる業務用生鮮食品を規定し、これは第1条関係ということで、農産物漬物につきましては資料5-3でございます。併せまして、野菜冷凍食品も構造的には同じでございますので、資料7のほうを見ていただきますと、資料7-3に規定がございます。

また、1枚紙のほうで説明させていただきます。

①としまして、主な原材料を含む業用加工食品の容器もしくは包装、送り状、納品書等または規格書等に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準に規定する事項のほか、原料原産地名とし(第5条第1項関係)、これは農産物漬物ですと資料5-7、それから、野菜冷凍食品ですと資料7-4に規定してございます。

それから、1枚紙のほうに戻っていただきまして、②としまして、主な原材料となる業務用生鮮食品の容器もしくは包装、送り状、納品書等または規格書等に表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準の規定にかかわらず、名称及び原産地とする。これは第5条第2項関係でございまして、農産物漬物の関係ですと5-7、野菜冷凍食品ですと7-4に規定させていただいてございます。

それから、1枚紙のほうですと、今度は(5)でございますけれども、うなぎ加工品品質表示基準の関係でございます。

読み上げさせていただきますと、うなぎ加工品に原料原産地名の表示が義務づけられていることから、うなぎ加工品となる業務用加工食品及び業務用生鮮食品を規定し、これは第1条関係です。資料6がうなぎ関係でございまして、6-3に規定がございます。

それから、業務用加工食品の表示すべき事項は、加工食品品質表示基準に規定する事項のほか、うなぎの原産地とする(第4条において準用する第3条関係)。これも資料6-3でございます。

ここが今回の大きな改正点の中身でございます。

1枚紙には、3番としまして、施行時期をお示ししております。

続きまして、検討会での論点でございますけれども、この点につきましては、後ほど検討会の座長、沖谷先生からご報告いただけると伺っておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、パブコメの結果に移らせていただきたいと思います。資料7に添付しております。資料7-5です。

平成19年12月5日から平成20年1月3日にかけて、行政手続法に基づきます意見公募手続等に寄せられた意見・情報です。まず受付総数でございますけれども74件、その内訳が、インターネット56件、郵送3件、FAX15件でございます。意見と情報は別紙のとおりでございますので、後ほど説明させていただきます。

併せまして、貿易の技術的障害に関する協定によるTBT通報と事前意図公告に寄せられましたコメントでございますけれども、それも1月3日まで求めましたが、受付件数はございませんでした。

続きまして、資料7-6以降に基づきまして、パブリックコメントに寄せられた意見に対する考え方を説明させていただきます。

まず、この資料の構成について説明させていただきますと、パブリックコメントにつきましては、先ほど申し上げました6つの品質表示基準の改正案に対してご意見をお願いしましたところ、ご意見を頂きましたのが、加工食品品質表示基準の新旧対照に係るもの、それから生鮮食品品質表示基準の新旧対照に係るもの、その両方に係るもの、それから、品質表示基準の新旧対照には明記しておりませんが、移行期間について寄せられたものと大きく4つに分けられましたので、その4つについて頂戴しましたご意見と考え方を整理させていただきました。

この件数ですが、頂いたご意見の数と合ってはございません。と申しますのは、複数のご意見を頂戴してございますので、これを品質表示基準ごとに頂いた内容で整理しました。その件数を申し上げますと、トータルでは93という形になります。うち、加工食品品質表示基準の改正案に寄せられた意見が57件、生鮮食品品質表示基準の改正案に対して寄せられた意見が7件、両方に寄せられた意見が11件、移行期間に寄せられた意見が18件でございます。

お寄せ頂きましたご意見につきまして、事務局なりに分析を試みましたが、品質表示基準の改正案の規定ぶりに関しまして、そもそもの規定ぶりについてのご意見又はご質問のもの、それから、規定ぶりをよりわかりやすくするために頂戴してありますご意見あるいはご質問、それから、規定ぶりを踏まえた運用に係るご意見又はご質問というふうにより大きく3つに分けられると思われましたので、3つの切り口から説明を行いたいと思います。

それでは、資料7-6です。

まず、加工食品品質表示基準の改正案について寄せられたご意見と意見等に対する考え方で

して、この次のページの10番まで寄せられているご意見は、そもそもの規定ぶりについてのご意見又はご質問ということでまとめてございます。数が多いでございますので、ポイントを絞りながら説明をさせていただきます。

まず、1番につきましては、今回の改正が、品質表示基準の改正がJAS法自体の改正が必要なのではないかというようなお話、それから2番が、ここで規定する「容器又は包装」として、食品衛生法と定義との関係がどうなのかという点、それから3番目としまして、一般消費者に販売される形態というのはどういうものかというご質問、それから、4番目としまして、先ほど申しましたけれども、販売業者の範囲を広げたわけでございますけれども、広げたことの理由、5番目、6番目ということでは、規定ぶりについての解釈はどうか、7番目が、製造業者等の範囲について、8番目は、他法令に基づく表示をしなければならないという規定が不要ではないかというご意見、9番も同じでございます。それから、次のページ、10ページ目につきましては、業務用加工食品の定義を新設するに当たり、「一般消費者用加工食品」という定義を入れてはどうかというご提案がございました。

これらにつきましては、考え方としまして右側につけさせていただいておりますとおりでございまして、若干読み上げさせていただきますと、まず1番につきましては、業務用加工食品は加工食品の一部であるということで、JAS法自体の改正は必要ないと考えております。それから、食品衛生法とJAS法でいうところの「容器又は包装」は同じ意味でございます。それから、3番は、一般消費者に販売される形態とは、具体的にここ3行に示させていただいておりますとおりでございます。

それから、4番につきましては、すべての販売業者を対象とするということからこういう規定ぶりになったということ、5番につきましては、一般消費者向けに販売される加工食品の原材料として使用される加工食品や一般消費者向けに販売される形態となっているが、加工食品品質表示基準に基づく表示がなされていない加工食品ということを示させていただいております。

それから、7番は、商品の製造、加工、販売等に関係するすべての方に表示義務を課すということ、それから、8番につきましては、この規定がございませんと業務用加工食品については他法令の規定による表示をする必要がなくなってしまうということが必要であるということ、9番も同じようなことでございます。それから、次のページ、10番につきましては、一応今回定義をしておりますので、その定義によりまして明確化されていると考えていることを示させていただいております。

それから、今度は11番から15番につきましては、先ほど申しました3つの切り口のうち2番目でございます、よりわかりやすくするための観点からのご意見、あるいはご質問を頂戴しているところでございます。

11から15というのは、大きく分けますと読みかえ規定に関するもの、それから見出しをつけたほうがわかりやすいのではないかというお話やご意見でございました。これを踏まえて、品質表示基準を一部修正を行ってございます。読みかえ規定に係るものについては、その旨を明らかにしてございます。

例えば、加工食品品質表示基準のほうを見ていただきますと、資料2-9です。ここに、第3条第6項以下、読みかえ規定を整理しております。ご指摘を踏まえてこのような形の整理を行っています。

それから、見出しにつきましては、例えば2-3や2-4ですが、2-3でまいりますと、(加工食品の義務表示事項)、また、2-4ですと、(加工食品の表示の方法)という見出しを入れてございます。それから、同様に2-7でも見出しを入れてございます。

それから、例えば14番も読みかえ規定でございますが、先ほど申しました2-9のところに対応しているところです。

それから、13と15につきましては、ご意見を踏まえまして規定ぶりをよりわかりやすいものに修正しております。

続きまして、今度、7-8でございますけれども、これからは規定ぶりを踏まえた運用に係るご意見、またはご質問でございます。

若干内容が細くなるものがございまして、実はこれとは別にQ&Aの中で整理することが適切ではないかというものがございまして、そちらのほうで多くは措置をさせていただいてございます。ですので、項目を読み上げながらおおよその考え方を説明させていただきたいと思っております。

まず、16、17は、新たに規定しました第8条関係の表示根拠の保存の努力義務の関係でございます。

16番は、どういうものが対象となるのか、また、17番が、保存期間をどう考えるのかというご質問でございます。

考え方としましては、右側に示させていただいておりますけれども、「表示に関する情報が記載された書類」としましては、電子媒体を含めまして、具体的には仕入れた食品の場合ですと名称、原材料名、原産地等が記載された送り状、納品書、規格書、通関証明書等が考えられ

ることを示させていただいております。

それから、17番につきましては、おおむね3年を目安として保存していただくことが望ましいという考え方を示させていただいております。

18番は、見出しの関係でございます、理由を付させていただいた上で、現在の見出しでよろしいのではないかとこの考え方を示させていただいております。

それから、今度は表示方法になってまいります。これはかなり具体的な中身になってまいりますけれども、大きくまとめますと、まず19番から21番は規格書についてです。規格書には照合ができるという条件がついていますので、この照合できる、あるいは識別できるとはどういうことかというご質問でございます。右側の上から7行、8行目でございますけれども、「具体的には」というところでお示しさせていただいております。

それから、22から23ですね、運搬容器への表示の省略が適用されているものというのが食品衛生法で規定されているのがございまして、そこはタンクローリーだとかコンテナが該当しているわけでございますけれども、そのような場合はどうするのかというご質問で、同じく7-8の右、そのすぐ横でございますけれども、タンクローリーやコンテナの場合の考え方を示させていただいているところでございます。

それから、24から28にかけては規格書の内容についてのご質問です。これについても考え方を示させていただいております。

それから、26がちょっと異なっております、文字の大きさや書き方は問うのかという点ですが、文字の大きさなどに係る規制につきましては適用しないということを示して7-8から7-9の頭に示しております。

それから、29から36にかけては、複合原材料の表示をどうするのかというご質問をいただいております。右側に「省略することも可能である」旨を示させていただいておりますが、具体的なものは、Q&Aの中でより詳しいものをお示しいたします。

それから、7-10の今度は37、38で、また規格書に戻りますが、規格書と企業機密の関係をどう考えるのか、特に配合比率まで求めるのかというご質問をいただいております。これについては、配合比率までは求めませんが、原材料の多い順がわかるように伝達いただきたいという考え方を示させていただいております。

39番、問屋を介す場合の表示はどうかですが、問屋が小分けして別の問屋または小売販売業者に販売するのであればちゃんと表示をしていただく必要があることを示させていただいております。

それから、7-11でございます。40番は、段ボールの中に入れられた商品があったときに、段ボールの外側に表示しなければならないのか、中の商品に書けばいいのかということでございまして、段ボール外側あるいは中身をあわせてちゃんと必要な情報が伝わっていれば構わないのではないかとというのが考え方でございます。

それから、41番が、他法令に基づきまして省略した場合に、任意の部分で類似の表現をすることは可能かというご質問でして、誤認がないようにちゃんとやっていただければ問題ないと考えてございます。

42番は、賞味期限の設定でございますので、ガイドラインに基づきまして、科学的、合理的根拠を持ってちゃんと適正に設定していただきたい旨をお示ししています。

それから、44番、45番につきましては、海外から輸入されたものの表記が外国語のままでいいのか、日本語にしなければならないかというご質問でございまして、考え方としましては、国内での流通を開始する時点から邦文の記載が必要であると。理由としましては、1つには食品衛生法で邦文の表示が、義務表示事項につきましては邦文のみが認められていることと、2つ目としては、正しく翻訳された情報が伝達されませんと、最終製品の表示に間違いが起こる可能性がありますので、間違いを起こさないという観点からも邦文に翻訳する必要があると考えてございます。

それから、7-12でございますけれども、46は名称使用制限の適用のあり方、47番は、遺伝子組み換え食品の表示はどうなるのか、それから、48、49は原料原産地の書き方についてどうするのか、50番は、もう少しよりわかりやすくできないのかという話、51番は、記号又は略称の扱いはどうなるのかという点にご意見等をいただいております。

これらにつきましては、それぞれ、意見等に対する考え方をお示ししております。名称使用制限はちゃんとかかるということ、あるいは遺伝子組み換え食品の表示につきましては従来どおりであること、それから、下から4行目ぐらいですが、原料原産地の書き方、考え方についても、右の欄の下から4行目、括弧内ですが、最終製品に原料原産地表示が義務づけられていない商品の原材料として使用されることが確実な場合につきましては表示する必要はありませんが、それ以外のときはちゃんと書いていただく必要がある旨お示ししております。

それから、50番につきましては、輸入後に小分けだけされるものは原産国名の表示と考えています。51番は、タンクローリーやコンテナという場合が該当する旨についてお示ししております。

それから、今度は7-13に移りまして、義務表示の適用範囲について、ここでは52から55に

ついて、委託加工する場合どうかというご質問をいただいています。

考え方としまして、基本的にどのような委託であれ、委託先の行為によって不適正な事案の原因となる可能性がある場合があり得ますので、表示義務の対象となるということと、ただし、下の3行目、「他方」以下でございますけれども、単に運送だけを委託されたような場合、この場合は表示義務はございませんので、そういうケースもあるということをお示ししています。

それから、57番につきましては、外食等のインスタ加工に仕向ける場合どうなのかということで、外食等のみに適用されることが確実な原材料につきましては、表示義務の対象外であるということをお示ししています。

これが加工食品品質表示基準に寄せられたご意見に対しての考え方でございます。

今度は7-14、生鮮食品品質表示基準の改正案に寄せられたご意見に対しての考え方です。

まず、1点目の切り口としまして、そもそもの規定ぶりについてのご意見、ご質問が上から5つでございます。業務用生鮮食品というカテゴリーを設ける必要があるのかという点、それから、別表の関係で、どういう食品が含まれるのかという点、同じく、生イーストの別表上の位置づけはどうかという点、同様に油糧種子の位置づけはどうかという点、それから、業務用生鮮食品に水産物品質表示基準が適用されるのかという点や規定ぶりについてのご意見なりご質問でございました。

それぞれの考え方を読み上げますと、すべての加工食品の業者間取引を品質表示の対象とすることが今回の改正の目的ですので、加工食品に仕向けられる生鮮食品についても対象とする必要があると考えています。

その次の別表の関係ですが、別表自体を日本標準商品分類を参考としつつ整理しておりますので、ここでちょっと列記させていただくのは紙面との関係がありましたので、日本標準商品分類をご参照いただきたい旨整理しております。

それから、生イーストにつきましては、その他の農産食品に該当するということ、それから、油糧種子につきましてもその他の野菜に該当するということ、それから、水産物品質表示基準につきましては、業者からのものについては対象にしないということについてお示ししています。

それから、このページの一番下でございますが、規定ぶりについて、ここはまた別表ではございますけれども、加工食品品質表示基準の別表と生鮮食品品質表示基準に新設される別表との区分を明確にして欲しいというご指摘を踏まえまして修正いたしました。修正したものが、資料が飛んで恐縮でございますけれども、3-6ページの(2)番、「麦類」というところで

ございます。

今度は7-15でございます。

7-15で、先ほどと重なりますが、原料原産地の表示についてです。答えぶりとしましては先ほどと同じでございますけれども、一番下から4行目からですが、最終製品に原料原産地表示が義務づけられていない商品の原材料として使用されることが確実な場合については、原産地を表示する必要はございません。

今度、3番です。加工食品品質表示基準と生鮮食品品質表示基準の両方にお寄せいただきましたご意見というのがございまして、そこについて説明をさせていただければと思います。

まず、1番目が、表示禁止事項をどう考えるのかということとして、現在最終製品の表示について運用しているものでございます。これは、個別案件毎に判断している部分がありますので、ここでお示しするのは難しいことから、製品の品質を誤認させるような表示全般を指すという、回答ぶりとなっております。

それから、その下でございます。特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条の特定商品との書きぶり、考え方についてご意見をいただいています。この回答ぶりとしましては、生鮮食品品質表示基準につきましては、密封を意味しているということで運用しておりますが、その旨が必ずしも明確ではないかもしれないということで、その旨を明確にするという観点から見直しを行いました。これは資料の3-3の第3条の第2項にこの文面を明記しています。

続きまして、7-16でございます。

表示根拠の保存（努力義務）でございます。どのぐらい保存するのかという部分です。回答としましては、3番、4番に対しましては、おおむね3年を目安としてということで、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、保存していただくことが望ましいということ、それから、5番につきましては、紙ではなくて電子媒体で保管することも可能と考えているということでございます。

それから、6番につきましては、どの商品に対応する表示根拠なのかというのがすぐわかるように保存していただきたいということと、電子媒体で保管する場合には印刷できる状態にしておいていただきたいことを示させていただいております。

それから、表示方法につきましては、7、8が表示媒体がどうなのかという質問、9番が、Q&Aや関係者に対しての説明を徹底してほしいというご要望でございます。

7、8については、表示媒体についての考え方をお示ししています。また、Q&Aでより詳細なものをお示し致します。Q&Aと関係者への周知徹底は最大限取り組んでまいります。

それから、7-17でございます。

義務表示の適用範囲ですが、農協だとか漁協を介して出荷されるような場合には表示はどうかということでございます。意見等に対する考え方を読み上げさせていただきますけれども、上から4行目でございます。生産者であっても消費者向けに直接出荷する場合等、「業」と言いますか、「なりわい」として販売なさる場合には表示が義務づけられているわけでございますけれども、農協又は漁協との合意に基づきまして、漁協又は農協が表示を含めた販売行為に責任を持つ場合には、農協又は漁協から出荷される段階で表示されればいいと考えております。

それから、最後、お寄せいただきましたご意見のうち、移行期間についてでございます。

品質表示基準の新旧には載っていませんが、移行期間につきまして、7-17から7-18までご意見を18件いただきました。

考え方としましては、最終製品の義務表示事項に必要な情報は、現在でも何らかの方法で、原料供給者から最終製品の表示責任者まで情報が伝達されているということと、商慣行を踏まえた弾力的な制度にするということを念頭に置いていますので、業者間取引への品質表示義務の適用につきましては、平成20年4月1日からとしたいと考えております。

それから、最後、7-18を含めまして74件、合計93のご意見を頂戴したわけでございますけれども、お寄せいただきましたご意見につきましては、取りまとめの便宜上、集約させていただいている部分がございますことと、また、今回の意見募集では、募集範囲以外のご意見も寄せられたものですから、これらにつきましては、残念ながら割愛させていただいておりますのでご了承いただければと思います。

どういふご意見がありましたかと申しますと、事業者の方々に取りまとめの部分を説明させていただく際に、実はQ&A、普遍的なものにつきましてQ&Aをつくってご説明を申し上げたことがあるんですけれども、そのQ&Aの中身についてご意見をいただいております、パブリックコメントで求めた対象と異なっていたため、割愛させていただきましたが、別途Q&Aをつくらせていただきますが、そちらのほうへしっかりと反映して、作成していきたいと考えているところでございます。

最後に、検討会終了後の変更箇所がどういうところがあるかということの説明をさせていただきます。

大きな内容の変更はございませんけれども、先ほど申し上げましたように、よりわかりやすくするという観点からの若干の修正を行っています。

事務局の説明としましては一応以上でございますけれども、ただいまご説明申し上げました

6基準につきましては、今後法令的な観点から若干の字句の変更があり得ますので、その点はご了承いただければと思っております。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。

大変な量、ご苦労さまでした。このことについては、若干先ほど説明ありましたが、私が座長を務めました食品の業者間取引の表示のあり方検討会において、都合7回ほど検討を重ねておりますので、私のほうから簡単にご報告いたします。

業者間取引を品質表示の義務対象とすることについて、食品の業者間取引の表示のあり方検討会において、合計7回検討いたしました。そのうち6回をかけて取りまとめるとともに、当該取りまとめについてパブリックコメントを求めました。また、これらを踏まえまして作成された改正案を第7回の検討会において検討いたしました。第6回検討会までに短期間で濃密な検討が集中的になされました。また、これを踏まえた改正案が作成されたこともあり、改正案については特段の意見はありませんでした。

検討会としては、改正案について、パブリックコメント等、諸般の手段に入ることについて了承しましたことをご報告いたします。

以上でございます。

それでは、これまでの説明につきまして、ご質問、あるいはご意見ございましたらどうぞ。

改正の内容については、この前の検討会で決めたところから全く出ておりません。文章ですが、随分わかりやすくしていただいたんですけれども、まだ改良の余地があるということでここに出されました。だから、内容については全く同じというふうに理解できます。

それでは、加工食品品質表示基準ほか5基準の見直しについて、原案どおり改正することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖谷会長 ありがとうございます。その旨、答申します。

では、答申案の配付をお願いします。

よろしいですか。議事次第3の(1)の審議結果について確認いたします。

ただいま配付しました答申案はいずれも原案どおりとなっております。よろしいでしょうか。

それでは、お配りしたものの「案」をとって答申することにいたします。どうもありがとうございました。

次に、その他になりますが、事務局に何かございますか。

○宮丸上席表示・規格専門官 私の方から、その他として、今日、先程お配りいたしました加工でん粉の食品添加物指定に伴う J A S 規格及び品質表示基準の改正ということを提案させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから資料、それからもう一つ参考、この2枚でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

基本的に、本日配付させていただきました加工でん粉が食品添加物に指定される予定であるということに伴いまして、関係する J A S 規格と品質表示基準の改正が必要となったということで、その作業に関する説明ということになります。

それでは、早速ですけれども、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

基本的には、通常の定期見直しでは、J A S 規格、それから品質表示基準の改正に当たりましては、部会を経由して総会ということに手順を踏むということになっておりますが、今これから説明をいたします加工でん粉については、食品添加物指定という他律的な要因ということがあります。ということで、ちょっと見直し基準の3を見ていただきたいと思います。資料の8でございます。

資料の8でございますが、資料の8の最後の8-2のほうの一番最後のほうでございます。「その他」というところの1に書いておりますが、他法令に基づく基準等を引用している場合のこれら基準改正に伴う形式的な J A S 規格及び品表改正は、調査会部会を経ずに調査会総会で議決することができることとするということになっておりまして、ここを私どものほう適用させていただくということにさせていただきたいと思います。ただし、調査会に何も諮らずに直接改正案をパブコメの手続等をとるということも乱暴だということでございまして、本日の総会でご了解をいただいた上で正式にパブコメ等の手続に入りたいという思いでございます。

それでは、資料による説明をさせていただきたいというふうに思います。

資料の趣旨でございますが、まず、加工でん粉（アセチル化アジピン酸架橋デンプン等11品目）、これを加工でん粉と言いますが、これについて、食品衛生法に基づき、食品添加物に指定される予定であるということになっております。従来、加工でん粉は、食品添加物以外の原材料として扱ってございました J A S 規格、それから品質表示基準については、食品添加物以外の原材料ということで取り扱ってございましたものがありまして、この影響を受けるということで、その影響を受けるものについて加工でん粉が食品添加物に指定されてもその影響がないように措置をしたいというための見直しでございます。

内容としましては、でん粉の使用を認めている J A S 規格について、これが食品添加物に指定された場合にあっては、規格の不適合とならないように加工でん粉を新たに使用できる食品添加物として規定するというごことでございまして、関係する規格が、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格ほか17規格でございます。

それから、2つ目でございますが、でん粉含有率の測定において、加工でん粉も含めた数値となっておりますことから、でん粉含有率の加工でん粉を含むこととするということ、これに關係する規格がプレスハムの日本農林規格ほか2規格、それからプレスハム品質表示基準ほか6基準ということになります。

最後の3つ目は、用語の定義において、加工でん粉を使用できるように規定する必要があるということで、これについては、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準というものでございます。

それでは、中身でございますが、1つページをお開きいただきまして2ページでございますが、改正する必要があるものがこのようにずらずらというふうにございまして、それから、品質表示基準が7つほどございます。ちょっと新旧で簡単にご説明をさせていただきます。

まず、3ページでございます。現行のほうを、スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰の規格を見ていただきたいんですが、現行は、右のほうの表にありますとおり、食品添加物、実はその上に、区分のところに「略」というのがありまして、このところに食品添加物以外の原材料という項目がございまして、その右側に、これもちょっと略したのがよくなかったんですけども、基準として1、スイートコーン、2、砂糖類、3、でん粉（クリームスタイルに限る）、4、食塩というふうに食品添加物以外の原材料にこのようなものを使えるということになっておりまして、その下に食品添加物というものがございまして、食品添加物、次に掲げるもの以外を使用していないことということで、この1、2、略しておりますけれども、1は調味料、2はpH調整剤というものでございまして、ここに食品添加物、このほかのものがございませぬ。今回、厚生労働省のほうで食品添加物に指定をされますと、このところに食品添加物を落としておかないとその時点で J A S 規格違反になる可能性が出てくるということでございまして、このための改正を關係する規格と品表について行いたいというものでございます。

具体的には、この1と2の下に加工でん粉という枠をつくりまして、一応11の加工でん粉をここに列記をするということにさせていただきますということでございまして、これ以後、この下のほうに第6条と左側のほうにあります、これは第8条の間違いでございます。農産物缶

詰及び農産物瓶詰の日本農林規格、それから、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格、以下、規格の中身についてはこのような改正を機械的にさせていただきたいということでございます。

この改正に当たっては、加工でん粉が食品添加物に指定された場合であっても、現行の製品の仕様を変えることなく製造できるように手当てをしたいということございまして、そういう趣旨のものと改正をさせていただいております。ただし、食品添加物については、JAS規格の上では、必要かつ最小限というJAS規格の精神がございますので、今後、JAS規格の定期見直しなり、そのときに改めまして食品添加物が実際に加工でん粉がその品目にどのように使われているかという製造の実態を精査して、その後でこの使えるものを特定し、あるいはすべての11品目からJAS規格で使っているものについて特定をしていくというような見直しを今後したいというふうに思っておりますが、今回は、実は食品添加物の指定の告示が厚労省のほうでもまだ確定をしておりません。私どものJAS規格というのは、規格を公示してから1カ月前に公示しなくてはいけないということになっております。

そうしますと、食品衛生法が食品添加物の指定をする1个月前にJAS規格の改正の告示をしなければいけないということがありまして、実は私どものほうの作業を早めておかなければ最悪間に合わなくなるということがありまして、今回は部会をやることを省略させていただいて、とりあえずこの場でパブコメをすることのご了解をいただいた後にパブコメをし、後ほど、パブコメなりTBT通報を終えて、最終的には総会のところで議事を、いわゆる議決をしていただくということになっておりますが、そのように考えております。また総会の日取りについては、厚生労働省の審議の関係、それから告示日の関係を調整させていただいて次回審議をする総会の日取りを決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。

ご説明あったように、他律的な要因に伴いまして、関係する規格及び基準について所要の改正をするということです。時間的要素もあることから、部会の検討を経ないでパブリックコメント等の手続をするというものですが、ご了解いただくということによろしいですか。

はい、どうぞ。

○保田委員 単純な質問ですけれども、要するに、加工でん粉はでん粉ではないということ？

○宮丸上席表示・規格専門官 これまでは、今使っている加工でん粉は食品として扱ってきました。今度、食品添加物に指定をしようとしている加工でん粉は、基本的には今まで食品とし

て扱っていたものなんだけれども、アメリカとかEUでは、食品添加物扱いに今は既にしております。それで、国際的な整合性をとるということもあって、11については、食品から食品添加物のほうに移すという厚生労働省の見解でございます。基本的には加工でん粉もでん粉の性質を持っておりまして、なおかつ機能性を加えているというものでございます。

基本的な今の、いわゆる原料としてのでん粉そのものを水への溶解性であるとか、加熱すると糊化するとか、劣化するとかという、そういう機能性の面で使うときに若干落ちるものがあるって、その機能を改良したものが加工でん粉、添加物の加工でん粉ということだと思います。

○沖谷会長 化学的な手段を使ってでん粉をいじったというのが加工でん粉と言います。もともとは化学の「化」という字も使っていたんですけども、今ここで使っているのは加えるという字に変わっていますけれども、両方存在しています、ここには。ということであります。ヨーロッパ、アメリカなんかでは、ナチュラルでん粉と区別しようということだということですね。

○宮丸上席表示・規格専門官 すみません、ちょっとつけ加えまして、先ほど参考の説明の資料を使うと言っていたところで飛ばしてしまいましたので、ちょっと参考の2ページ目を見ていただきたいと思いますが――失礼、3ページ目ですね、ここに、今会長からご説明あったように、左側に加工的处理による加工でん粉、「化学的处理による加工デンプン」というのがありまして、上から11のものが今回厚生労働省のほうで食品添加物の指定を考えているものということございまして、取り扱いのところを見ていただきたいと思いますが、今私のほうが説明したように、米国なり欧州では既に添加物の取り扱いをしているというものでございまして、今回、日本でも食品から添加物に落とすということで、基本的には添加物にしたからどうのこうのということではなくて、その食品と添加物の仕分けを変えるというだけのものがございます。

○沖谷会長 川畑委員、どうぞ。

○川畑委員 食品から添加物になったことで、表示は何か変わるところはあるんですか。

○宮丸上席表示・規格専門官 新旧のほうで見ていただきたいんですけども、例えば、品質表示基準のほうを見たほうがいいと思いますので、ちょっとお待ちください。一番最後のほうがいいでしょうか……。ちょっとあまりいい例がないですね。例えば、食品と食品添加物の表示を区別して表示する場合、また、食品添加物の原材料を例えば米とか何とかかんとかでん粉と書きますね。その後に今度食品添加物が並んでくるんですが、並んでくるときに、そこに、こっちは、食品添加物以外の原材料としてでん粉、食品添加物としては加工でん粉というよう

な書き方になります。

○沖谷会長 どなたかご質問ありますか。よろしいですか。

食品安全委員会でも安全性についてはクリアされて、それで使えるということが基本的に、区分はちゃんと分けましょうということだけであります。

はい、どうぞ。

○高鳥委員 JASの規格が変わった場合に表示等に関係しますので、猶予期間とか、移行期間なんていうのは設定されるのでしょうか。

○宮丸上席表示・規格専門官 食品添加物の指定、食品衛生法上では、表示をすることの猶予期間というのはこれまでも設けています。ただし、食品添加物に指定されるということ自体については、猶予期間というのはない。表示をすることについての猶予期間というの食品衛生法上はやっています。ですから、厚生労働省のほうで食品添加物に指定しますというふうにして告示されますね。ただし、1年半は従前の例によって表示してもいいよというようなやり方になるんですが、食品添加物の指定自体は告示されますので、我々はそれに対応してやるということになります。そういうことでございます。

○沖谷会長 ご理解いただいたと思います。

それでは、まだほかにございますか。これまたパブリックコメントをやって、その意見を見てもう一回議決するわけですから随分猶予があると思います。

それでは、ご了解いただいたものとして、事務局はパブコメ等の手続をとってください。

それでは、ほかにございますか。どうぞ。

○宮丸上席表示・規格専門官 あと、ございませんが、今度の総会の日取りでございますが、3月25日を予定しております、これは、昨年10月の部会で検討をいただいたマーガリン類など4規格とその関係する2つの品質表示基準の見直しを予定しております。3月25日でございます。きょうご出席の皆様は11名ということで少ないのでございますけれども、また後ほどこちらから改めて出欠の確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○沖谷会長 それでは、以上のようなので、議事進行を事務局にお返しいたします。

どうぞ。

○伊藤委員 この取りまとめのことに関連してちょっとよろしいでしょうか。

○沖谷会長 はい、どうぞ。

○伊藤委員 確認です。これは今まで食品と言っていた加工でん粉を、同じものを食品添加物

と、こういうふうと呼ぶ・言いかえると、こういうことと考えてよろしいですね。

○宮丸上席表示・規格専門官　そういうことです。

○伊藤委員　この取りまとめはよくわかりました。JAS法だけではなくて、ほかの法律との関係、連携を強めていながら進めていきたいと思いますという趣旨は、誠にそのとおりだと思います。

それに関連してですが、ただ今の加工でん粉のこともそうなんですけれども、私が検討部会あるいは消費者説明会で参加させていただいて思いますことは、確かにその検討・審議はJAS法の中でやればいいんだけど、そのことが食品行政全般の中でどういう位置を占めるのかということを常に確認しておく必要があるということです。質問や意見が出たとき、そのことが理解されていなくて論議が横道にそれるという場面がままあります。いつも原点に立ち返って、ここはこういう前提のもとにこういうことをやっているんだと、会議そのものも食品関連法の枠組の中で占める役割というのを確認しながらやっていかないといけないと思います。

と申しますのは、先程の加工でん粉ですが、今まで食品のところでは上げていたものが、これが食品添加物になると規格で認める食品添加物が増えましたねと、安全上問題ではないかという話になっていきます。そのベースに何があるかという、確かにJAS法は最低限できるだけ少なくしましょう、私はそれに賛成です。しかし、もうちょっと皆さんのベースの中には、消費者の意識の中には食品添加物はやはり安全ではないという非常に根強い意識とJAS規格が安全を担保することだという認識があるからです。食品安全委員会、厚生労働省がやっていることなど説明などをつけ加えながら、JAS本来の審議ができるようにもっていくべきだと思います。職員の方々もそういったところを配慮していただきながら運営を進めていっていただきたいというふうな、私の希望でございます。

○沖谷会長　大変結構なご指摘で。

○宮丸上席表示・規格専門官　肝に銘じます。

それから、今、ご指摘いただいた件ですけれども、基本的には、私のほうでそのように説明をしようと思っております、資料づくりにそのようにしておりますが、私が今のところを飛ばしてしまいました。

○沖谷会長　ということで、消費量がどのぐらいだとかという、今までいつもそういう業界のどれぐらい使用されているとか、生産量はどうかというような説明があつて、随分加工でん粉の性質についても恐らく説明が初めて聞かれた人もいるみたいですから、大変急いでいたものでということで、これから参考にさせていただきたいというふうに思っています。ありがとう

ございました。

どうぞ。

○保田委員 伊藤さんのご発言、大変大事なことだと思います。私も全然わからなかったので、でん粉を高温処理したら毒性が生まれるというようなことはちょっと論議されているね。だから、ちょっとそのこととダブったので、私の頭の中で、それでちょっと質問したので、今伊藤さんがおっしゃったように、この制度変更の場合の背景だとか、その辺をちょっと詳しく説明いただいたほうがいいかと。

○沖谷会長 ありがとうございます。

それでは、また戻しますけれども。

○宮丸上席表示・規格専門官 ご議論いただいた件については、最後のほうは特に私ども肝に銘じまして、今後やっていきたいというふうに思います。

本日は、これにてすべての審議を終わることになりますので、早速4月1日の告示に向けて作業に入るということと、それから加工でん粉のほうについては、若干資料のほうの不手際もありますので、それを修正した上で改めてパブコメの手続をとっていきたいというふうに思います。

本日は、以上をもちまして、農林物資規格調査会の総会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました……、どうぞ。

○高鳥委員 すみません、先ほどの業者間取引のことで、オーケーしたことについて何ら異論をとらえるわけではなくて、これはQ&Aをつくられるということの関係でちょっと申し上げておきたいんですが、この1枚紙といいますか、この概要の中での2番の④のところに、規格書等に表示する場合には云々と、識別できるようになっていなくてはいけないと書いてあって、今回のパブリックコメントのほうにも書いてあるんですが、もう少しよくわからない点がありまして、Q&Aをお作りになるときにはその辺を詳しく、より具体的にわかるように作っていただきたいということをお願いしたいと思います。

○表示・規格課課長補佐 承りました。現在、その規格書等の範囲についてQ&Aを作成中ですので、いただきましたご意見も踏まえたものを公表したいと思います。

○沖谷会長 それでは、どうもご苦労さまでした。

ありがとうございました。

午後 3時21分 閉会